

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舎維持管理業務 一式
- (2) 業務期間 令和7年10月1日～令和9年3月31日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合せ先：〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課（担当：吉原）

電話番号 029-853-2173

3 入札書等提出期限等

- (1) 提出先 上記2の問合せ先と同じ。
- (2) 提出期限 令和7年7月28日 17時00分

4 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年8月29日 11時00分
- (2) 場所 〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学本部棟3階財務部入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和7年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (4) 請負に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

- (5) 国際標準化機構が制定した品質保証システム規格（ISO9001）を取得していること。
 - (6) 過去3年間において、継続して1年以上、発注対象業務と同程度（670戸以上）の規模の住宅又は官公庁の住宅の維持管理業務を請け負った実績を有する者であること。
 - (7) プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
 - (8) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
免除する。
 - 8 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
 - 9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - 10 落札者の決定方法
本契約は、価格交渉落札方式とする。
本公告に示した役務を履行できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和7年7月17日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構
職員宿舎維持管理業務

仕 様 書

令和7年7月

国立大学法人筑波大学施設部施設マネジメント課

件 名 筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構
職員宿舎維持管理業務 一式

第1章 一般事項

1. 目的 本仕様書は、職員宿舎の維持管理等に関する業務（以下「業務」という。）の仕様を定め、業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
2. 業務内容 維持管理業務
職員宿舎の維持及び管理の適正を図るために、常にその状況を把握し、入居者との連絡を密にして業務を的確かつ円滑に遂行する。
3. 実施場所 別紙「対象宿舎及び自動車の保管場所」のとおり。
4. 業務期間 令和7年10月1日から令和9年3月31日までとする。
ただし、【東京地区】国立大学法人筑波大学管轄宿舎については、令和8年3月31日までとする。
5. 検査等 発注者は、受注者から業務日誌による報告を受けた後、日常検査（事実確認）を行う。
また、発注者は、上記の検査以外に受注者への実態調査（随時検査、書面調査）を行う。
 - (1) 実態調査（随時検査）は、受注者への事前通告は行わず、実施当日に周知する。
 - (2) 実態調査（随時検査、書面調査）において、以下のような客観的な業務不履行があった場合には、書面により改善要求を行い、契約金額の減額措置等を行う。
 - ① 仕様書で定める有資格者を配置していなかった場合
 - ② 指定した帳簿等に不備等があった場合
 - ③ 個人情報の取扱いに不備等があった場合
 - ④ 仕様書等で定める適切な履行がなされていない場合
6. 契約解除 発注者は、「5. 検査等」の結果、仕様書の内容を満たしていない管理状態であると判断した場合には、受注者に対し口頭又は書面により改善要求を行い、それでもなお、受注者が改善要求に従わな

い場合には、契約を解除できるものとする。

7. 代金の支払 請負代金は1か月毎に支払うものとし、当該月の業務履行確認後、国立大学法人筑波大学、国立大学法人筑波技術大学、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「当該法人」という。）へ請求書を送付するものとする。当該法人は適法な請求書を受理したものについて、当該法人の会計規則等の規定に基づき支払うものとする。
8. 競争に参加するために必要な資格 (1) 国際標準化機構が制定した品質保証システム規格（ISO 9001）を取得していること。
(2) 過去3年間において、継続して1年以上、発注対象業務と同程度（670戸以上）の規模の住宅又は官公庁の住宅の維持管理業務を請け負った実績を有する者であること。
(3) プライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
9. 経費の負担 業務の実施に必要な経費は受注者の負担とする。
10. 業務従事者の資格 業務の実施にあたっては、消防法に基づく防火管理者（甲種）を、別紙の【つくば地区】と【東京地区】に各1名配置する。
11. 業務時の服装 受注者の業務従事者は、業務時間中は受注者所定の作業衣及び名札を着用し、受注者の業務従事者であることを明確にするものとする。
12. 仕様書の変更 契約期間中に仕様の変更を必要とするときは、発注者、受注者で協議の上、契約の変更をすることができる。
13. その他 (1) 受注者は、本仕様書に基づき誠実に業務を行うものとし、疑義が生じたときは、当該法人の担当者に確認の上、双方が合意した方法により対応するものとする。
(2) 受注者は、業務中に当該法人の施設、設備等に損害を与えたときは、受注者の責任で原状回復並びに賠償責任の責を負うものとする。なお、業務中に第三者から危害を加えられた場合、発注者は、損害賠償等の責は負わないものとする。

- (3) 受注者は、本仕様書の業務を第三者に一括して再委託してはならない。ただし、本仕様書の業務の一部を再委託する場合には、再委託する業務内容等について記入した書面を事前に発注者に提出し、承認を得るものとする。なお、業務の一部を再委託した場合であっても、受注者は発注者との関係においてその業務の最終的責任を負うこととする。
- (4) 発注者は、本仕様書に基づく業務を履行するために、【つくば地区】と【東京地区】にそれぞれ別紙に掲げる宿舍の一室を事務室として無償で提供するものとする。受注者は、本仕様書の業務期間が終了した時は、提供された施設を原状回復し速やかに発注者に返還しなければならない。なお提供された事務室に係る光熱水費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者及びその業務従事者は、契約の履行に関して知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

第2章 仕 様

(1) 維持管理業務の範囲

通常業務時間（月曜日～火曜日、木曜日～土曜日 9：00～17：00までの間（国民の祝日に関する法律の定める休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。））の業務

① 入居受付業務

- ・ 当該法人の教職員等から宿舍入居希望調書の提出があった場合、身分証明書等で入居資格を確認し、受付印を押印の上受理する。
- ・ 当該法人の宿舍管理規程に基づき、入居可能な宿舍規格及び空き宿舍の確認をする。
- ・ 入居希望者から宿舍の場所等の希望があればこれを考慮し、空き宿舍3戸程度リストアップし事前下見を行う。入居に支障がない状態であれば宿舍を選定し入居希望日等の日程調整を行う。この時、入居希望者より宿舍の下見希望があった場合には、当該宿舍を案内する。
- ・ 前項の事前下見の結果、宿舍に修繕が必要な箇所を発見した場合は、当該法人の担当者に修繕進達票を提出し修理を要請する。
- ・ 入居宿舍及び入居日が決定した時点で、居住用建物貸付申請書を入居希望者から提出してもらい、記載内容に不備がないか精査確認後、速やかに当該法人の担当者に送付する。

- ② 入居業務（当該法人発行の貸付承認書を入居予定者が提示した場合）
- ・ 当該法人の担当者から事前に送付された入居予定者名簿と居住用建物貸付承認書を精査確認し、入居者に承認書に基づく宿舍（居室）の鍵を貸与して宿舍鍵貸与台帳に入居者に受領押印をしてもらう。
 - ・ 入居者から提出された居住者名簿により、居住者及び同居者記録を確認し、宿舍ごとの居住者名簿として保管する。
 - ・ 入居時及び入居期間中において、自動車の保管場所の貸付、宿舍（居室）の不具合等が発生した場合の時間内受付及び時間外受付の連絡先の説明を行う。また、電気、ガス、水道及び電話に関する手続方法を併せて説明する。
- ③ 自動車の保管場所業務（入居予定者又は入居者から申請があった場合）
- ・ 自動車の保管場所使用承諾証明書（車庫証明）の交付依頼については、受注者において証明書を交付する。
 - ・ 自動車の保管場所貸付申請書については、保管場所の空き状況を確認し、空きがある場合に限って、申請書1部に業務従事者の確認印を押印後、速やかに当該法人の担当者へ送付する。
なお、保管場所の空きがない場合には、順番待ちとして保管場所が空くまでの期間、整理保管する。
 - ・ 当該法人の担当者から送付された承認通知に基づき、自動車の保管場所貸与承認整理簿に所定の承認内容を記載する。
- ④ 退去業務（入居者から退去に伴う居住用建物明渡・自動車の保管場所使用廃止届（以下「明渡・使用廃止届」という。）が提出された場合）
- ・ 明渡・使用廃止届を受領し、宿舍（居室）の原状回復の点検立会の日程調整を行う。
 - ・ 点検立会日、入居者立会の下、当該宿舍（居室）の原状回復負担区分の判定確認作業を実施し、入居者分については原状回復点検カードを作成する。また、居室内に残置物がないことを確認する。
なお、原状回復負担区分は、各法人の規則等に基づくほか、平成15年6月6日財務省理財局長通知理財第2212号「国家公務員宿舍に係る原状回復等の取扱いについて」を準用し、その区分で判定が困難な場合には当該法人担当者の指示によるものとする。また、判断について受注者は統一かつ適切な判断に努めること。
 - ・ 退去日当日、入居者から当該宿舍（居室）の鍵を受領し、宿舍鍵貸与台帳及び自動車の保管場所貸与承認整理簿に返還年月日を記載するとともに、入居者に対し原状回復点検内容を説明し、1か月以内に回復するよう指示

する。その際、内装等の補修業者の紹介依頼を受けた場合は、複数の業者を紹介する。

また、明渡・使用廃止届については、業務従事者の確認印を押印し、速やかに当該法人の担当者へ送付する。

- ・ 入居者負担による原状回復が適正に行われたことを確認した場合には、原状回復点検カードに業務従事者の確認印を押印後、速やかに当該法人の担当者へ送付する。

⑤ 修繕業務

- ・ 入居者から、入居時における宿舍（居室）の不具合申出書が提出された場合には、現場確認を行い、当該法人の費用負担で修繕する必要があると判定したものについて、修繕進達票に写真を添付し、速やかに当該法人の担当者へ送付する。
- ・ 入居者の責によるもの及び天災、経年により入居者の責に帰すことのできない事由で、修繕費用負担区分が入居者負担分であるものについては、修繕を行うよう入居者に指示する。
- ・ 天災、経年により入居者の責に帰すことのできない事由で、修繕費用負担区分が法人負担分であるものについては、修繕する必要があると判定したものについて、修繕進達票に写真を添付し、速やかに当該法人の担当者へ送付する。
- ・ 当該法人の担当者より修繕等について調査の依頼がある場合、これに協力すること。

⑥ 入居期限延期等業務

- ・ 入居予定者及び入居者から、次のような申し出及び申請書を受理した場合には、随時、受付を行い対応する。
 - (1) 入居期限延期に関する事。
 - (2) 同居者の変更に関する事。
 - (3) 宿舍（居室）の様替に関する事。
 - (4) 長期不在に関する事。
 - (5) 明渡猶予に関する事。

⑦ 入居予定者、入居者及び宿舍周辺住民対応

- ・ 受注者は入居予定者及び入居者のため下記の窓口受付業務を行うものとする。
 - (1) 入居中の生活関連事項

(2) 補修に関するもの

(3) 退去時の事前相談等

- ・ 受注者は入居予定者、入居者及び宿舎周辺住民からの相談・苦情等の対応を行うものとする。
- ・ 受注者は、当該法人の担当者の求めに応じ、入居者への連絡事項を、別途指示する方法（宿舎への掲示、各戸への投函、電話連絡等）で指定日時までに確実に周知するものとする。
- ・ 入居者に対しての連絡事項に関しては、「宿舎だより」等の通知文書を作成することによって周知を行うものとする。なお、入居者に周知する際には併せて当該法人にも一部提出する。

⑧ 宿舎敷地内巡視業務

- ・ 宿舎を常に良好な状態に維持するために、別紙に掲げる当該法人が管理する宿舎敷地内を月 1 回以上巡視（用途廃止した宿舎敷地を除く）することにより、宿舎の現状を把握し、空き宿舎の点検及び残置物の有無の確認を含め、宿舎を良好な状態に維持する。巡視の際、埋設給水管等の漏水、立木や植栽の状態等、その他維持管理上支障をきたす恐れがある事柄を発見した場合には写真撮影し、当該法人の担当者へ速やかに報告する。また、受注者は巡視の内容を記録し、当月分の巡視記録を翌月に速やかに当該法人の担当者に書面により報告するものとする。

なお、巡視の際の空き宿舎の点検では、窓、押入れ、クローゼット扉などの開放等での室内換気（30 分以上）、ベランダ排水口周りの掃除、郵便物投入物（チラシ等）の撤去を行うこととする。

- ・ 巡視の際に、違法駐輪や駐車場に保管場所の許可をしていない違法駐車があった場合は駐車違反等の警告書を配付し、車両の情報及び現場写真を当該法人の担当者に提出する。
- ・ 地震、台風、火災等の災害及び漏水等の事故が発生した場合には、宿舎全域の被害状況を確認し、速やかに当該法人の担当者に報告する。
- ・ 宿舎敷地内において不法侵入や入居者に対する迷惑行為等を発見した場合は、注意を行うとともに必要な措置を講じ、当該法人の担当者へ速やかに報告する。

⑨ 防火管理者の業務

- ・ 防火管理者の業務に係る書類の作成及び届出を行う。
- ・ 消防計画書の作成及び届出を行い、それを遂行する。
- ・ 消防署の立入検査等に立ち会う。

⑩ 帳簿整理等業務

(1) 業務日誌

業務実施日の業務内容をその都度記録し、一週間分を取りまとめ翌週（報告日が休日の場合は、その翌日）に当該法人の担当者に報告を行い、確認を受けるものとする。

(2) 居住者名簿

- ・ 宿舍ごとに整理を行う。
- ・ 当該名簿に基づき、居住者棟別一覧表を作成する。

(3) 自動車の保管場所貸与承認整理簿

自動車の保管場所貸与承認整理簿に基づき、使用者一覧表及び順番待ち一覧表を作成する。

(4) 宿舍鍵貸与台帳

- ・ 宿舍鍵貸与台帳に基づき、空き宿舍及び機械室等の鍵一覧表を作成し、鍵を厳重に保管する。
- ・ 空き宿舍の鍵は当該法人の担当者の要請以外には貸出を行わない。
- ・ 機械室等の鍵を使用する際は、鍵の貸出について必ず受注者が鍵の受領簿に記載の上、管理を行うものとする。

⑪ 夜間・休日（通常業務時間以外）の業務

夜間・休日（通常業務時間以外）に、入居者等からの緊急通報（修繕、事故等）を受け付ける窓口（電話）を設置し、受付内容が施設管理上において出動対応を要すると判断した場合は、受注者は当該法人の担当者に迅速に報告し緊急対応（応急処置）を確実に行うものとする。なお、緊急対応が必要でないと判断した場合には、翌通常業務時間に速やかに対応し、当該法人の担当者へ事後速やかに報告するものとする。

(2) 受注者の責務

① 業務従事者の責務

- ・ 業務従事者は、当該法人の代理人として、公平な立場から宿舍の維持管理に必要な業務を行うものとする。
- ・ 業務従事者は、業務の遂行上、宿舍施設等に故障（事故を含む）を発見したとき、又は保安上改善が必要と認められるときは、直ちに当該法人の担当者に報告するものとする。
- ・ 業務従事者は、この契約に基づき、発注者又は当該法人の必要な指示に従い善良な管理者の注意をもって業務を遂行したにもかかわらず発生した事故については、その責を免れる。

② 業務従事者名簿等の提出

- ・ 受注者は、業務従事者の名簿等を発注者及び当該法人の担当者に提出するものとする。
- ・ 受注者は、業務従事者を変更しようとする場合は、予め発注者の承認を受けるものとする。

(3) 個人情報の取扱い

ア. 発注者及び受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び当該法人が定める個人情報保護に関する規則に基づき次の事項を遵守するものとする。

- ① 受注者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- ② 受注者は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面(別紙様式1)で発注者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
- ③ 受注者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託(再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)することができる。この場合において、受注者は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ④ 受注者は③に基づき発注者の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における個人情報の管理方法等を書面(別紙様式2)で当該法人に提出しなければならない。
- ⑤ 受注者は、個人情報の改ざん、複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、当該法人に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
- ⑥ 業務履行の目的で利用(使用)する個人情報について、受注者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について速やかに当該法人に報告するものとする。
- ⑦ 受注者は、業務に係る当該法人側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、当該法人に返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面(別紙様式3)で当該法人に提出しなければならない。

イ. 発注者は、受注者が上記ア. に記載する義務に違反した場合には、契約を解除

- することができるものとし、受注者に重大な過失があったと認められる場合には、受注者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- ウ. 当該法人は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、受注者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、原則として実地検査により確認するものとする。
- エ. 上記ア. ③により受注者から再委託を受けた者は、受注者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。受注者は、その旨明記した書面を、受注者及び再委託を受けた者との連名で発注者に提出するものとする。
- オ. 上記エ. は、受注者から再委託を受けた者が再々委託する場合についても準用する。
- カ. 上記ア. からオ. までに定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び当該法人が定める個人情報保護に関する規則によるものとする。

（4）その他

- ① 業務従事者の労務管理（健康管理を含む）に関することは、受注者の責任とする。
- ② 受注者の業務従事者の業務上必要な消耗品等は、受注者の負担とする。ただし、修理及び取替に要する消耗品等は、当該法人の負担とする。
- ③ 職員宿舍維持管理業務については、当該法人の規則等によるものとする。
- ④ 本仕様書に記載されていない事項について、当該法人の担当者から業務上の依頼があった場合は当該法人の担当者と協議の上、可能な範囲でこれに協力するものとする。
- ⑤ 契約終了時には、特筆すべき事項等も含めて本業務に関する一切の情報を発注者に報告すること。
- ⑥ 本契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

特記事項

- 1 国立大学法人筑波技術大学は、聴覚障害者、視覚障害者のための高等教育機関であり、入居対象となる教職員の中にも聴覚、視覚等の障害を有する者がいるため、入居の手続き及び入居後の対応に際しては、十分な注意と配慮を行うこと。
- 2 【東京地区】国立大学法人筑波大学管轄宿舎は令和8年3月31日で廃止となり、又、【つくば地区】大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構管轄宿舎も令和9年3月31日で廃止となることから、どちらもすでに入居受付を終了している。また、どちらの宿舎も退去時の原状回復を免除していることから、第2章(1)④の退去業務の内以下の業務は除くものとし、点検立会の際は退去確認として居室内が清掃されていること並びに残置物がないことの確認を行うものとする。
 - ・ 原状回復負担区分の判定確認作業の実施
 - ・ 入居者分についての原状回復点検カードの作成
 - ・ 入居者に対する原状回復点検内容の説明及び1か月以内の回復指示
 - ・ 入居者負担による原状回復が適正に行われたことの確認並びにその後の原状回復点検カードへの業務従事者の確認印の押印及び当該法人の担当者への送付
- 3 本仕様書に記載のある各書類について、実際に使用する書式と異なる名称が記載されている箇所については、同目的の書式の名称に読み替えることとする。

対象宿舎及び自動車の保管場所

1. 宿舎

【つくば地区】

A: 国立大学法人筑波大学管轄宿舎

| 宿舎名 | (住所地) | 棟番号 | 築年 | 構造 | 規格 | 戸数 | 備考 |
|---------|-----------------|-----|----------|----|----|----|----|
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-6 | 304 | S51.3.29 | RC | e3 | 3 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-6 | 305 | S51.3.29 | RC | e3 | 3 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-6 | 306 | S51.3.29 | RC | e3 | 4 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-8-1 | 409 | S52.12.1 | RC | e3 | 4 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-8-1 | 410 | S52.12.1 | RC | e3 | 2 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-8-1 | 411 | S52.12.1 | RC | e3 | 4 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-8-1 | 412 | S52.12.1 | RC | e3 | 2 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-8-1 | 413 | S52.12.1 | RC | e3 | 4 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-8-1 | 414 | S52.12.1 | RC | e3 | 4 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-8-1 | 415 | S52.12.1 | RC | e3 | 4 | |
| 吾妻1丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻1-18-1 | 405 | S53.6.7 | RC | d | 16 | |
| 吾妻1丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻1-18-1 | 406 | S53.6.7 | RC | d | 16 | |
| 吾妻1丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻1-18-1 | 407 | S53.6.7 | RC | d | 16 | |
| 吾妻1丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻1-18-1 | 408 | S53.6.7 | RC | d | 16 | |

98

B: 国立大学法人筑波技術大学管轄宿舎

| 宿舎名 | (住所地) | 棟番号 | 築年 | 構造 | 規格 | 戸数 | 備考 |
|---------|-----------------|-----|-----------|----|----|----|----|
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-20-1 | 501 | S49.11.1 | PC | d | 6 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-20-1 | 502 | S49.11.1 | PC | d | 12 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-20-1 | 503 | S49.11.1 | PC | d | 6 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-22-1 | 504 | S49.11.1 | PC | d | 6 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-22-1 | 505 | S49.11.1 | PC | d | 6 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-22-1 | 506 | S49.11.1 | PC | c | 6 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-22-1 | 507 | S49.11.1 | PC | c | 6 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-22-1 | 508 | S49.11.1 | PC | c | 6 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-22-1 | 509 | S49.11.1 | PC | c | 12 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 776 | S54.11.28 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 777 | S54.11.28 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 778 | S54.11.28 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 779 | S54.11.28 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 780 | S54.11.28 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 781 | S54.11.28 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 782 | S54.11.28 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 783 | S54.11.28 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 784 | S54.11.28 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 785 | S54.11.28 | RC | e2 | 1 | |

76

C: 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構管轄宿舎

| 宿舎名 | (住所地) | 棟番号 | 築年 | 構造 | 規格 | 戸数 | 備考 |
|---------|----------------|-----|----------|-----|------|-----|------|
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-30 | 701 | S49.11.1 | RC | e3 | 4 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-30 | 702 | S49.11.1 | RC | e3 | 4 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-30 | 703 | S49.11.1 | RC | e3 | 4 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-30 | 704 | S49.11.1 | RC | e3 | 4 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-30 | 705 | S49.11.1 | RC | e3 | 3 | 廃止1戸 |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-31 | 719 | S51.3.12 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-31 | 720 | S51.3.12 | RC | e2 | 1 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-31 | 725 | S51.3.12 | RC | e2 | 1 | |
| 吾妻2丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻2-11 | 801 | S53.5.16 | PC | d | 16 | |
| 吾妻2丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻2-11 | 802 | S53.5.16 | PC | d | 16 | |
| 吾妻2丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻2-11 | 803 | S53.5.16 | PC | d | 16 | |
| 吾妻2丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻2-11 | 804 | S53.5.16 | PC | d | 16 | |
| 吾妻2丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻2-11 | 805 | S54.3.31 | SRC | d | 60 | |
| 吾妻2丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻2-11 | 806 | S54.7.13 | SRC | d | 40 | |
| 吾妻2丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻2-11 | 807 | S54.7.13 | SRC | d | 40 | |
| 吾妻2丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻2-11 | 811 | S54.2.6 | RC | e3 | 8 | |
| 吾妻4丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻4-5-4 | 201 | S51.3.29 | HPC | b(単) | 125 | |

359

【東京地区】

A: 国立大学法人筑波大学管轄宿舎

| 宿舎名 | (住所地) | 棟番号 | 築年 | 構造 | 規格 | 戸数 | 備考 |
|-------|--------------|-----|----------|----|----|----|----|
| 常盤台宿舎 | 東京都板橋区常盤台4-2 | RA | S42.1.31 | RC | c | 20 | |
| 常盤台宿舎 | 東京都板橋区常盤台4-2 | RB | S41.3.30 | RC | b | 30 | |
| 常盤台宿舎 | 東京都板橋区常盤台4-2 | RC | S43.3.30 | RC | c | 20 | |
| 常盤台宿舎 | 東京都板橋区常盤台4-2 | RD | S42.1.31 | RC | b | 30 | |
| 常盤台宿舎 | 東京都板橋区常盤台4-2 | RE | S43.3.30 | RC | b | 20 | |
| 常盤台宿舎 | 東京都板橋区常盤台4-2 | RF | S43.3.30 | RC | b | 20 | |

140

【つくば地区】

A: 国立大学法人筑波大学管轄宿舎

98

B: 国立大学法人筑波技術大学管轄宿舎

76

C: 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構管轄宿舎

359

【東京地区】

A: 国立大学法人筑波大学管轄宿舎

140

| | |
|----|-----|
| 合計 | 673 |
|----|-----|

2. 自動車の保管場所

A: 国立大学法人筑波大学管轄の自動車保管場所

| 宿舎名 | (住所地) | 棟番号 | 記号 | 管理数 | 備考 |
|---------|-----------------|-----------------------|----|-----|----|
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-6 | 304~306 | A | 10 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-8-1 | 409~415 | B | 101 | |
| | | | Z | 2 | |
| 吾妻1丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻1-17-1 | 403・404 (宿舎は用途廃止済) | B | 46 | |
| | | | Z | 27 | |
| 吾妻1丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻1-18-1 | 405~408 | C | 34 | |
| | | | Z | 1 | |
| 常盤台宿舎 | 東京都板橋区常盤台4-2 | RA~RF | | 92 | |

313

B: 国立大学法人筑波技術大学管轄の自動車保管場所

| 宿舎名 | (住所地) | 棟番号 | 記号 | 管理数 | 備考 |
|---------|-----------------|---------|------|-----|----|
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-22-1 | 504~509 | H1-1 | 15 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-22-1 | | H1-2 | 16 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-20-1 | 501~503 | H2-1 | 13 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-20-1 | | H2-2 | 10 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-35-1 | 776~785 | 戸建専用 | 10 | |

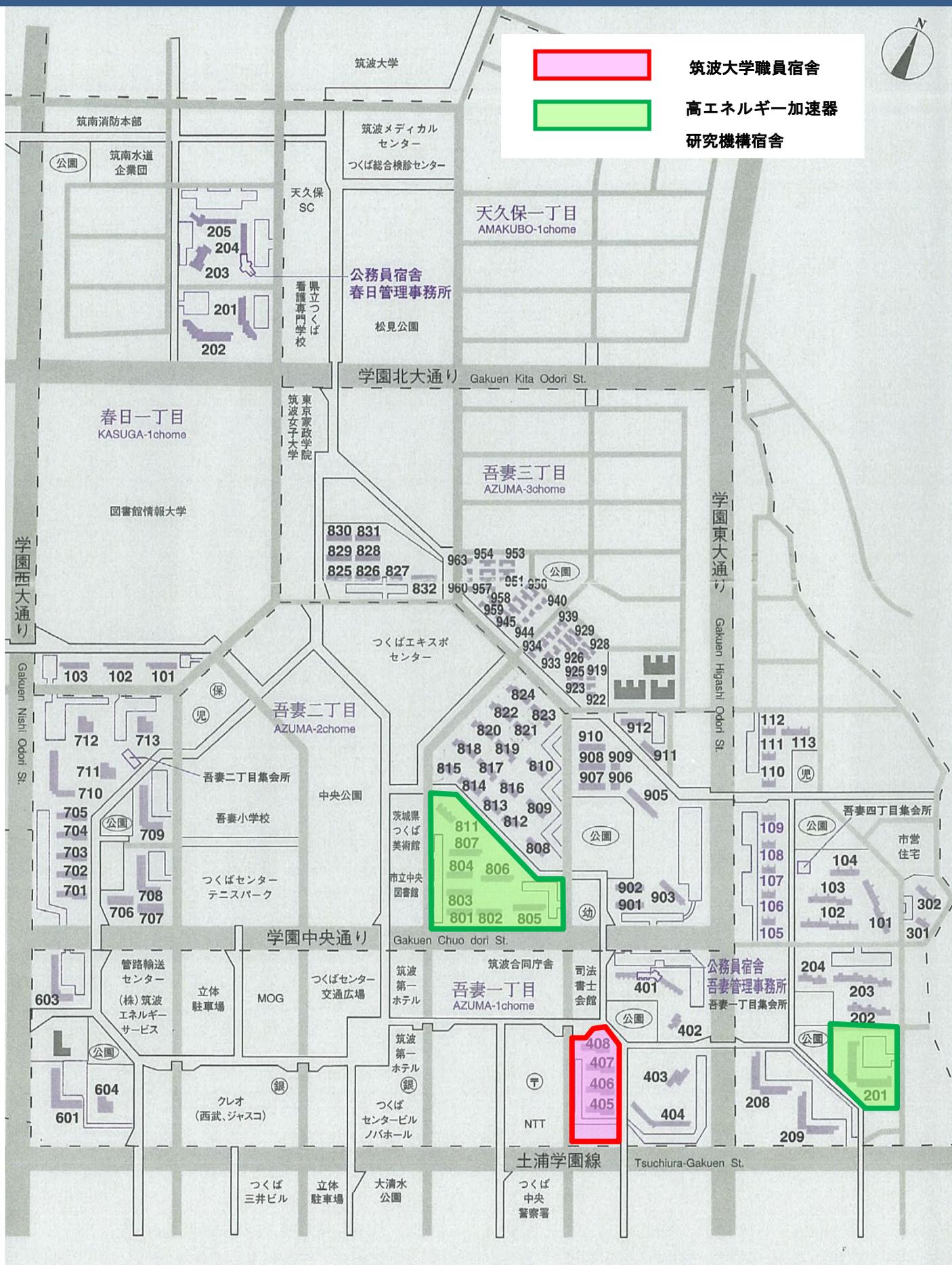
64

C: 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構管轄の自動車保管場所

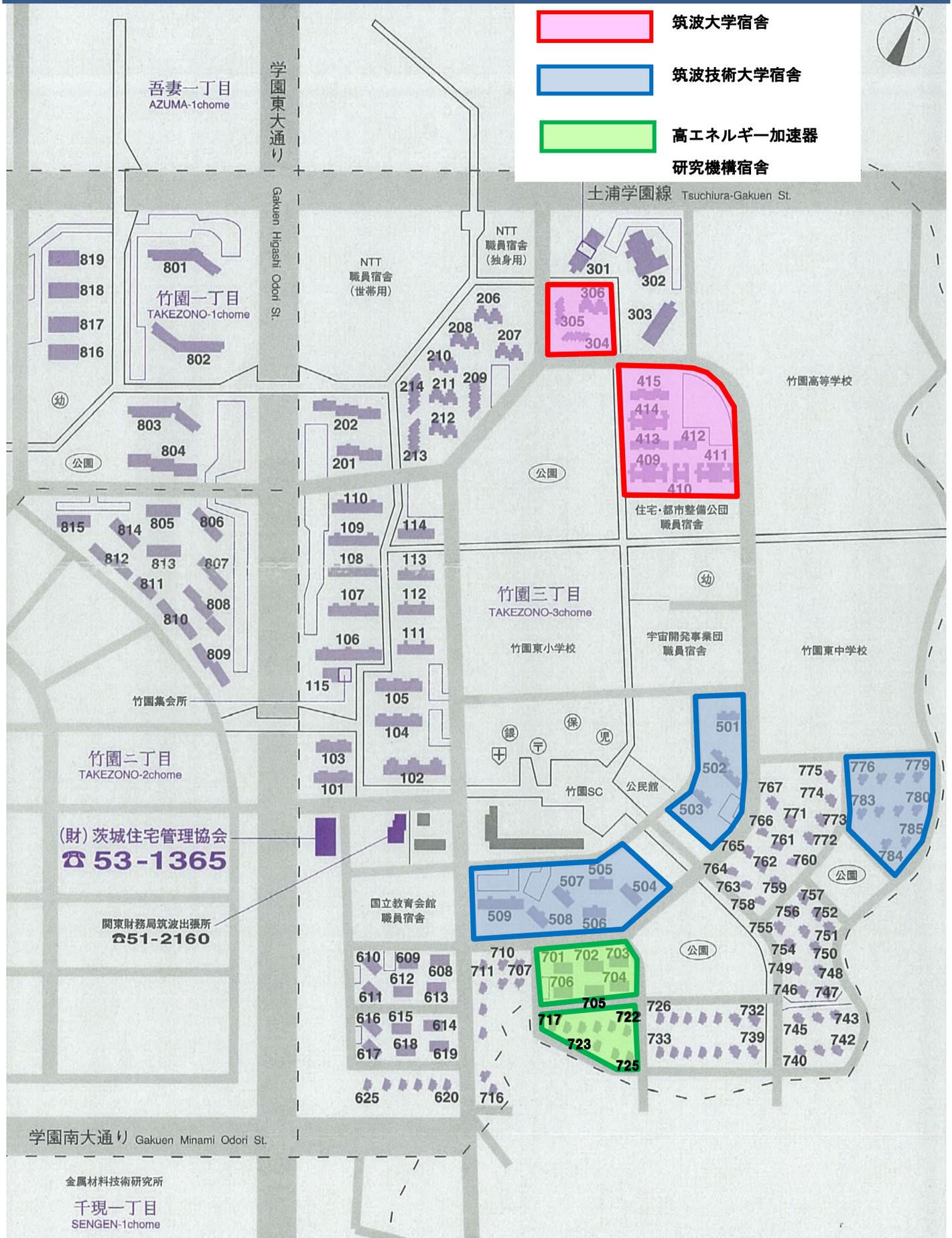
| 宿舎名 | (住所地) | 棟番号 | 記号 | 管理数 | 備考 |
|---------|----------------|-------------|------|-----|----|
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-30 | 701~705 | J2 | 17 | |
| 竹園3丁目宿舎 | 茨城県つくば市竹園3-31 | 719,720,725 | 戸建専用 | 3 | |
| 吾妻2丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻2-11 | 801~807・811 | 2A | 145 | |
| | | | Z | 5 | |
| | | | A | 29 | |
| | | | B | 36 | |
| | | | C | 19 | |
| 吾妻4丁目宿舎 | 茨城県つくば市吾妻4-5-4 | 201 | 4A | 104 | |
| | | | 4Z | 7 | |

365

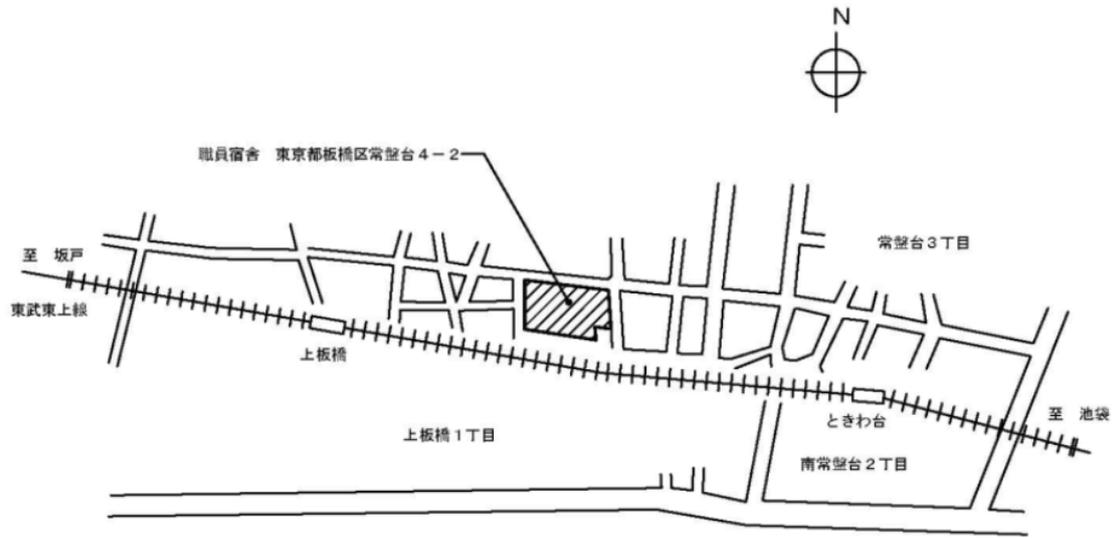
吾妻地区宿舎配置図



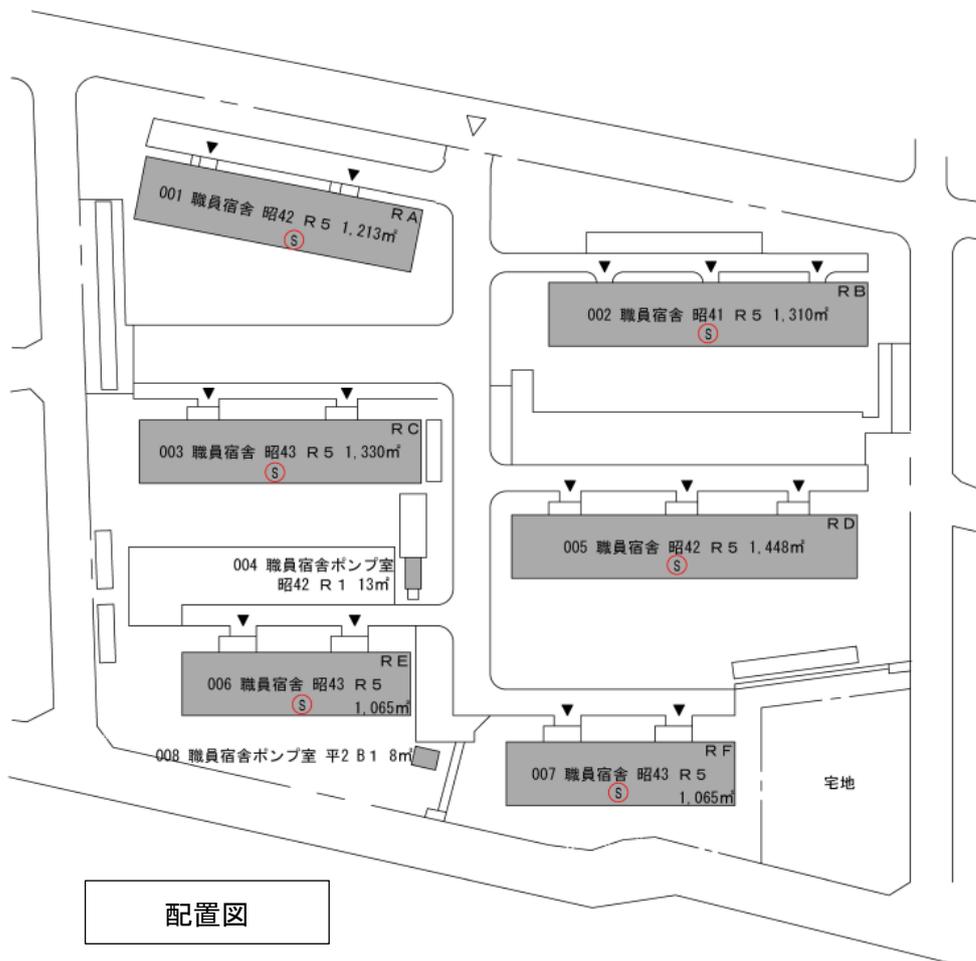
竹園地区宿舎配置図



常盤台宿舎配置図



案内図



配置図

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等の変更について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑨

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舎維持管理業務 一式」について、令和 年 月 日付けで届け出を行った、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項について、下記のとおり変更が生じたので通知します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

以上

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

⑩

「筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舍維持管理業務 一式」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いいたします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
〇〇〇〇〇円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）
 継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
7. その他特記事項

以上

(別紙様式2 個人情報有 参考)

再委託承諾書

令和 年 月 日

申請者

殿

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長
氷見谷 直紀
(公印省略)

令和 年 月 日付で申請のあった「筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舎維持管理業務 一式」の再委託について、承諾したのでその旨通知する。なお、申請内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立大学法人筑波大学、国立大学法人筑波技術大学、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下、当該機関という）が定める個人情報保護に関する規則を遵守すること。
- ② 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ③ 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、当該機関に損害を与えたときは、請負者が当該機関に対する賠償の責を負うこと。
- ④ 再委託に係る業務に契約不適合があったときは、請負者が役務提供契約基準第23に規定する契約不適合責任を負うこと。
- ⑤ 再委託に当たって、請負者は再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
- ⑥ 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ⑦ 請負者は、国立大学法人筑波大学からの求めに応じ、⑥の書類の写しを提出すること。

※本承諾書は、契約の相手方に対してのみ発行する。

以上

個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

(当該法人) 宛

請負者

住 所

名 称

代表者

⑩

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舎維持管理業務 一式」に関して、業務が終了しましたので、契約書第10条第1項第7号の規定に基づき、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

記

1. 消去した個人情報の内容
2. 返却する個人情報の内容
3. その他

以上

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出期限 令和7年7月28日 17時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8577
茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課 吉原
電話番号:029-853-2173
- 2 入札書は、別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ
密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「8
月29日開札 筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舍維持管理業
務 一式の入札書在中」と記載して提出すること。
郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「8月29日開札 筑波大学・筑
波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舍維持管理業務 一式の入札書在中」と記
載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記1の提出場所宛
に入札書の提出期限までに送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法に
よる入札は認めない。
- 3 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は、入札時までには必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
 - (1) 件名は、仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
 - (2) 入札金額は、算用数字を用いて明確に記載すること。
 - (3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を
記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、
その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏
名及び押印)
 - (4) 日付を必ず記載すること。
- 6 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
 - (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - (2) 件名及び入札金額のない入札書
 - (3) 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
のない又は判然としない入札書
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又
は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印の
ない、又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商
号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない、又は判然としない場合には、
正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
 - (5) 件名に重大な誤りのある入札書
 - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない入札書
 - (8) 入札書提出期限までに到着しなかったもの
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
- (5) 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

11 落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。なお、落札者を決定するに当たっては、競争加入者の契約履行能力のほか、入札金額についても当該金額により契約の適正な履行が確保できるか否かの判断を行うため、最低価格の入札について、当該入札金額が予定価格の制限の範囲内であっても、予め契約担当役が設定した最低基準額を下回る場合には、当該最低価格の入札を行った者を直ちに落札者とはせず、契約担当役が必要な調査を行うこととする。

その結果、契約担当役が、当該入札者が契約の内容を適正に履行できると判断した場合には落札者とし、履行できないと判断した場合には、その他の入札者のうち、予定価格の制限の範囲内であって、最低価格の入札を行った者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

なお、契約担当役が調査を行うにあたり、当該入札者に対して事情聴取並びに資料の提出を求めることとなるので、これに応じるものとし、十分な協力が得られない場合には、当該入札者を落札者とししない。

12 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を以下の期日までに提出すること。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

- (1) 競争参加資格の確認のための書類
- ・令和7年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し…………… 1部
 - ・アフターサービス・メンテナンスの体制表…………… 1部
- (2) 履行できることを証明する書類
- ・国際標準化機構が制定した品質保証システム規格（ISO9001）を取得していることを証明する書類…………… 1部
 - ・過去3年間において、継続して1年以上、発注対象業務と同程度（670戸以上）の規模の住宅または官公庁の住宅の維持管理業務を請け負った実績を有することを証明する書類…………… 1部
 - ・プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していることを証明する書類…………… 1部
 - ・会社概要…………… 1部
 - ・仕様書（個人情報の取扱い）で示した責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について（仕様書別紙様式1）…………… 1部
 - ・仕様書（個人情報の取扱い）で示した再委託承諾申請書（仕様書別紙様式2）…………… 1部
- ※個人情報を取扱う業務を一部でも再委託する場合は、仕様書別紙様式2を提出すること。
- (3) その他提出書類
- ・参考見積書…………… 1部

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

| | |
|------|--|
| 提出期限 | 上記1の入札書提出期限と同じ (郵送等で発送する場合には提出期限までに必着のこと) |
| 提出場所 | 上記1の提出場所と同じ |

1.3 その他

- (1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
 - ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>
- (2) 添付資料
- ① 仕様書
 - ② 契約書（案）
 - ③ 入札書様式
 - ④ 入札書記載例
 - ⑤ 委任状参考例
 - ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項について

入札書様式

入 札 書

件 名 筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舎維持管理業務 一式

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者
住 所
会 社 名
代表者氏名

印

記載例 1 (代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舎維持管理業務 一式

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、
入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

代理人

〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

又は
代理人 〇 〇 〇 〇 印

記載例 2 (復代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舎維持管理業務 一式

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者
〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇
復代理人 〇 〇 〇 〇 印

代表者の押印は不要

参考例1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

件名：筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舎維持管理業務 一式

委任事項 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



以上

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 〇 〇 〇を〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

件名：筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舎維持管理業務 一式

委任事項 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



以上

- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）
- 2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがって、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いいたします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

請 負 契 約 書 (案)

件 名 筑波大学・筑波技術大学・高エネルギー加速器研究機構職員宿舎維持管理業務 一式
請負代金額 金 円也 (内訳別紙のとおり)

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也 (消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。)

なお、消費税額及び地方消費税額 (以下「消費税等」という。) については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、請負代金額を決定するものとする。

発注者 国立大学法人筑波大学 契約担当役財務担当副学長 氷見谷 直紀 (以下「甲」という。) と請負者 (以下「乙」という。) との間において、上記の件名 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第 1 条 乙は別紙仕様書に基づいて業務を履行するものとする。

第 2 条 契約期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第 3 条 請負代金の支払は、1 か月毎とし、乙は当該月業務履行後、請求書を国立大学法人筑波大学、国立大学法人筑波技術大学、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 (以下「当該機関」という。) 其々の担当部署に提出するものとする。

第 4 条 当該機関は、業務完了確認後、適法な請求書を受理したのについて、当該機関の会計規則等の規定に基づき支払うものとする。

第 5 条 契約保証金は免除する。

第 6 条 契約期間内において仕様の変更を必要とするときは、両者協議の上、契約の変更をするものとする。

第 7 条 乙は、業務中、故意又は重大な過失により当該機関又は第三者の財産等に損害を与えた場合は直ちに甲に報告し、甲の指示により原状に復するか又は弁償の責を負うものとする。

第 8 条 甲が、業務従事者で業務の遂行上、不相当と認めた者がいるときは、乙に対しその者の交替を申し出ることができるものとし、乙はその指示に従うものとする。

第 9 条 甲は、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は、契約解除の日の翌日から期間満了の日までに相当する契約金額の 10 分の 1 を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。

第 10 条 当該機関及び乙は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 及び当該機関が定める個人情報保護に関する規則に基づき次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、個人情報を業務履行の目的以外に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 乙は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面で甲に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
- (3) 乙は、事前に甲の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託 (再委託先が乙の子会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。) である場合も含む。以下この条において同じ。) することができる

できる。この場合において、乙は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- (4) 乙は前号に基づき甲の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における個人情報の管理方法等を書面で提出しなければならない。
 - (5) 乙は、個人情報の改ざん、複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、当該機関に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
 - (6) 業務履行目的で利用（使用）する個人情報について、乙の管理責任の下で個人情報が出た場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について速やかに当該機関に報告するものとする。
 - (7) 乙は、業務に係る当該機関側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、当該機関に返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面で当該機関に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項に規定する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、乙に重大な過失があったと認められる場合には、乙は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
 - 3 当該機関は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、原則として実地検査により確認するものとする。
 - 4 第1項第3号の規定により乙から再委託を受けた者は、乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。乙は、その旨明記した書面を、乙及び再委託を受けた者との連名で甲に提出するものとする。
 - 5 前項の規定は、乙から再委託を受けた者が再々委託する場合についても準用する。
 - 6 第1項から第5項までに定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び当該機関が定める個人情報保護に関する規則によるものとする。

第11条 この契約に定めるもののほか必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第12条 本契約につき、万一紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は甲・乙協議のうえ定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成して、甲・乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

乙

請負代金月別内訳

筑波大学
(単位:円)

令和7年度

令和8年度

| 月 | 金額 |
|------|----|
| 4月分 | |
| 5月分 | |
| 6月分 | |
| 7月分 | |
| 8月分 | |
| 9月分 | |
| 10月分 | |
| 11月分 | |
| 12月分 | |
| 1月分 | |
| 2月分 | |
| 3月分 | |
| 合計 | |

| 月 | 金額 |
|------|----|
| 4月分 | |
| 5月分 | |
| 6月分 | |
| 7月分 | |
| 8月分 | |
| 9月分 | |
| 10月分 | |
| 11月分 | |
| 12月分 | |
| 1月分 | |
| 2月分 | |
| 3月分 | |
| 合計 | |
| 総合計 | |

消費税額及び地方消費税額10%

請負代金月別内訳

筑波技術大学
(単位:円)

令和7年度

令和8年度

| 月 | 金額 |
|------|----|
| 4月分 | |
| 5月分 | |
| 6月分 | |
| 7月分 | |
| 8月分 | |
| 9月分 | |
| 10月分 | |
| 11月分 | |
| 12月分 | |
| 1月分 | |
| 2月分 | |
| 3月分 | |
| 合計 | |

| 月 | 金額 |
|------|----|
| 4月分 | |
| 5月分 | |
| 6月分 | |
| 7月分 | |
| 8月分 | |
| 9月分 | |
| 10月分 | |
| 11月分 | |
| 12月分 | |
| 1月分 | |
| 2月分 | |
| 3月分 | |
| 合計 | |
| 総合計 | |

消費税額及び地方消費税額10%

請負代金月別内訳

令和7年度

| 月 | 金額 |
|------|----|
| 4月分 | |
| 5月分 | |
| 6月分 | |
| 7月分 | |
| 8月分 | |
| 9月分 | |
| 10月分 | |
| 11月分 | |
| 12月分 | |
| 1月分 | |
| 2月分 | |
| 3月分 | |
| 合計 | |

高エネルギー加速器研究機構
(単位:円)

令和8年度

| 月 | 金額 |
|------|----|
| 4月分 | |
| 5月分 | |
| 6月分 | |
| 7月分 | |
| 8月分 | |
| 9月分 | |
| 10月分 | |
| 11月分 | |
| 12月分 | |
| 1月分 | |
| 2月分 | |
| 3月分 | |
| 合計 | |
| 総合計 | |

消費税額及び地方消費税額10%